

混合診療に関するこれまでの経緯

昭和 13 年	特別の病室の提供の差額徴収（いわゆる「差額ベッド代」）に関する通知を発出
昭和 30 年	歯科の差額徴収に関する通知を発出
昭和 32 年	「保健医療機関及び保険医療費担当規則」（厚生省令）の制定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「保険医は、特殊な療法又は新しい療法等については、厚生大臣の定めるもののほか行つてはならない」（18条）</li> <li>・「保険医は、厚生大臣の定める医薬品以外の医薬品を患者に施用し、又は処方してはならない」（19条）</li> </ul>
昭和 50 年代	厚生省が、歯科の差額徴収の社会問題化に対応して、関連通知の廃止等を行う
昭和 59 年	健康保険法の改正により、特定療養費制度を創設（安全性及び有効性が確認できる高度先進医療等について混合診療の対象とする）  静岡県歯科保険医指定取消訴訟（取消処分執行停止申立の認容【静岡地裁】、和解【東京高裁】）
平成元年	東京都混合診療行政指導訴訟（国勝訴【東京地裁】）
平成 16 年	「いわゆる「混合診療」問題に係る基本的合意」（厚生労働大臣、規制改革担当大臣合意）
平成 18 年	健康保険法の改正により、特定療養費制度を保険外併用療養費制度に再編成（保険導入のための評価を行う「評価療養」と特別の病室の提供など保険導入を前提としない「選定療養」を混合診療の対象とする）
平成 18 年～	健康保険受給権確認請求訴訟（LAK療法訴訟）（現在係争中。H19:原告勝訴【東京地裁】H21:国勝訴【東京高裁】）